

2018 年の内外ガス情勢の展望と課題

<報告要旨>

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
化石エネルギー・電力ユニット ガスグループマネージャー
研究主幹 小林 良和

2018 年の LNG 需給・輸入価格

1. 2018 年の国際 LNG 市場の需給バランスは、相次ぐ新規プロジェクトの稼働開始で、全体としては需給が緩和した状態が続く。但し、世界全体の需要規模が拡大するにつれ、その季節変動の幅も大きくなっていくため、北東アジアのスポット価格は、2017 年の 12 月初旬にかけて 10 ドル台にまで上昇したように、一時的な需給ミスマッチによって価格が上昇する局面もありうる。
2. 2018 年の日本着の LNG 価格は、日本企業が出資する LNG プロジェクトの稼働開始によって長期契約による調達比率が上昇すること、原油価格が 2017 年と比べて高水準で推移することを踏まえ、年平均価格で \$9.7/mmbtu と予測する。なお、2018 年の北東アジアのスポット価格は、需給緩和を反映して年平均では \$6.4/mmbtu と予測する。
3. 現在、供給面における大きなリスク要因は見られないが、新規プロジェクトの稼働不調や、サウジアラビアなど中東湾岸諸国とカタールとの間の外交関係の対立は、今後その動向次第で、新たなリスク要因となる可能性がある。

需要動向

4. 2018 年の世界の LNG 需要は、2017 年比で 1,480 万トン増加の 2 億 9,320 万トンになると予想する。特に、顕著な需要の伸びが予測されるのが中国であり、2017 年も 1~9 月の国内ガス需要は 2016 年比で 17%増と大きな伸びがみられている。これに対し、国内生産も 2016 年比で 15%増、LNG 輸入に関しては 2016 年比で 46%の増加 (810 万トン増) がみられており、中国では現在、「ガスの黄金時代」ともいふべき市場の急速な拡大がみられている。その背景には、経済規模の拡大に伴うエネルギー需要全体の増加と合わせて、産業用や民生用エネルギー利用における政府による石炭の利用制限政策が挙げられる。2018 年も、こうした需要の拡大や政府の政策が継続されると予想され、同年の需要増は前年比 600 万トンと、世界全体の増分の 40%を占める。

5. 一方、国際 LNG 市場において需給を均衡させる「バランス市場」としての性格を持つ欧州における LNG 需要は、2017 年比で 460 万トン増の 4,560 万トンと予測する。需給が緩和した状態が続く中、余剰となった LNG の多くが欧州市場に吸収されると考えられる。
6. 中国と共に今後の LNG 需要の拡大が期待されるインド市場においては、国際 LNG 価格の上昇、受入インフラ面での制約により、その需要の増加ペースが鈍化している。インドの LNG 需要は、価格に対し弾力的な性格が強く、国際 LNG 価格の上昇が予想される中、今後も需要が伸び続けるかどうかは不確実である。
7. 日本の 2017 年の LNG 需要は都市ガス需要の伸びを受け 2016 年比で微増となっているが、2018 年の需要は原子力発電の再稼働で需要は 2017 年比 210 万トン減の 8,110 万トンとなる。

供給動向

8. 2018 年の世界の LNG 供給能力は、2017 年比で 2,630 万トン増の 3 億 470 万トンとなり、需要の伸びを上回る増加が予測される。最近稼働を開始した液化装置の中には、稼働開始が順調に進まない事例もいくつか見られており、2018 年の新規案件では順調なスタートアップがなされることが期待される。
9. 米国産 LNG 輸出が 2018 年に入り、いよいよ本格化する。米国産 LNG は、その仕向け地の柔軟性や異なる価格指標体系等の点で、アジアの LNG 市場構造や LNG 調達のあり方に大きな影響を与えることが期待されているが、実際のアジアへの輸出拡大には、その価格競争力をさらに高める必要がある。
10. 米国における天然ガスの需給は、国内価格が \$3/mmbtu 前後を推移している中、生産量もほぼ 2 兆立方フィート/月台前半の水準を維持しており、ある種の均衡状態にある。今後は、米国からの LNG の輸出が本格化することが国内の価格水準や開発・生産活動に及ぼす影響が注目される。

国内の動向

11. 家庭用市場の自由化からから 9 カ月が過ぎつつあるが、供給者変更（スイッチング）件数は、関東、中部、近畿、九州では、徐々に増加してきており、本格的な事業者間競争が始まりつつある。各地域の電力会社によるガス事業への参入戦略次第では、今後さらに競争が激化する可能性も否定できない。
12. 2017 年 6 月、公正取引委員会が LNG 取引に関する調査報告書を発表し、現行の LNG 取引における仕向け地制約や Take or Pay 条項が、独占禁止法上問題となる可能性を指摘した。その後、日本の買主の中でも仕向け地制約のない契約の締結や、既存契約の仕向け地条項見直しに向けた動きがみられつつあり、今後も仕向け地の制約のない柔軟な LNG 供給量が拡大していくことが期待される。

以上